

製品名	製造販売業者名	機能区分番号	機能区分名	算定単位	材料価格	適用開始日	特定器材コード	経過措置1 材料価格	経過措置1 適用開始日	経過措置2 材料価格	経過措置2 適用開始日	経過措置3 材料価格	経過措置3 適用開始日	備考
UNiD Ti ロッド	メドトロニックソファモ アダネック	II-064-(1)-②	脊椎固定用材料／脊椎ロッド／標準型・患者適 合型	—	80100	2025/03/01	739310007	—	—	—	—	—	—	
UNiD CoCr ロッド	メドトロニックソファモ アダネック	II-064-(1)-④	脊椎固定用材料／脊椎ロッド／特殊型・患者適 合型	—	80100	2025/03/01	739310008	—	—	—	—	—	—	
SelectSecure リード	日本メドトロニック	II-113-(1)-①-オ	挿込式心臓ペースメーカー用リード／リード／ 経静脈リード／特殊型	—	78700	2025/03/01	739310009	—	—	—	—	—	—	
Aurora EV ICD MRI デバイ ス	日本メドトロニック	II-117-(1)-③	挿込型除細動器／挿込型除細動器（Ⅲ型）／胸 骨下挿込式電極併用型	—	3560000	2025/03/01	739310010	—	—	—	—	—	—	
Epsilon EV MRI リード	日本メドトロニック	II-118-(5)	挿込型除細動器用カテーテル電極／挿込型除細 動器用カテーテル電極（胸骨下挿込式）	—	650000	2025/03/01	739310011	—	—	—	—	—	—	
Medilizer AGD システム	Bolt Medical	II-132-(2)-⑤	ガイディングカテーテル／脳血管用／自己拡張 型	—	284000	2025/03/01	739310012	—	—	—	—	—	—	
ENROUTE 経頸動脈ニューロプロテク ションシステム	ヴァーバル・テクノロ ジーズ	II-133-(7)-②-E	血管内手術用カテーテル／血管内血栓異物除去 用留置カテーテル／頸動脈用ステント併用型／ 経頸動脈型	—	560000	2025/03/01	739310013	—	—	—	—	—	—	
Baylis RF トランセプタルワイヤー	ポストン・サイエンティ フィックジャパン	II-177-(1)-②	心房中隔穿刺針／高周波型／特殊型	—	60900	2025/03/01	739310014	—	—	—	—	—	—	
InterStim X 仙骨神経刺激システ ム	日本メドトロニック	II-184-(2)	仙骨神経刺激装置／長期留置型	—	1060000	2025/03/01	739310015	—	—	—	—	—	—	

令和7年3月1日より、上記製品が保険収載されました。

II-064 脊椎固定用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般の名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。 2 脊椎側彎症の矯正等、脊椎の固定を目的として使用する材料であること。
-----------	--

の機能考能え区分	構造及び使用部位により、脊椎ロッド（ 2区分4区分 ）、脊椎プレート（2区分）、椎体フック、脊椎スクリュー（6区分）、脊椎コネクタ、トランスパース固定器、椎体ステーブル及び骨充填用スペーサの合計 1-5区分17区分 に区分する。
-----------------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-064-(1)-①	脊椎ロッド／標準型	36500	固定用内副子・FM	729200000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 脊椎を一定の形状に固定保持することを目的に使用するロッドであること。 (イ) 脊椎ロッド以外の脊椎固定用材料と組み合わせて使用するものであること。 (ウ) [脊椎ロッド／特殊型]に該当しないこと。
II-064-(1)-②	脊椎ロッド／標準型・患者適合型	80100	—	739310007	【脊椎ロッド／標準型】に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。
II-064-(1)-②③	脊椎ロッド／特殊型	36500	固定用内副子・FM-2	729920018	次のいずれにも該当すること。 (ア) 脊椎を一定の形状に固定保持することを目的に使用するロッドであること。 (イ) 脊椎ロッド以外の脊椎固定用材料と組み合わせて使用するものであること。 (ウ) 次のいずれかに該当すること。 (i) 材質がコバルト・クロム合金であること。 (ii) レール状の形状を有するものであること。
II-064-(1)-④	脊椎ロッド／特殊型・患者適合型	80100	—	739310008	【脊椎ロッド／特殊型】に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。
II-064-(2)-①	脊椎プレート／標準型	36400	固定用内副子・FO	729240000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 脊椎を固定保持することを目的に使用するプレートであること。 (イ) 脊椎スクリューと併用するものであること。 (ウ) [バスケット型]に該当しないこと。
II-064-(2)-②	脊椎プレート／バスケット型	42700	固定用内副子・FO-2	710010831	次のいずれにも該当すること。 (ア) 脊椎を固定保持することを目的に使用するプレートであること。 (イ) 脊椎スクリューと併用するものであること。 (ウ) 移植骨を充填するバスケットを有するものであること。
II-064-(3)	脊椎固定用材料／椎体フック	63100	固定用内副子・FP	729280000	脊椎ロッドを挿入、又は単独で脊椎に掛けることを目的に使用するフックであること。
II-064-(4)	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（固定型）	63100	固定用内副子・FQ-F	710010009	次のいずれにも該当すること。 (ア) 脊椎ロッド、脊椎プレート、脊椎コネクタ又は脊椎ケージを脊椎に固定することを目的に使用するスクリュー又はプレート形状のものであること。 (イ) スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していないこと。

II-064 脊椎固定用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

II-064-(5)-①	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）／標準型	79100	固定用内副子・FQ-V	710010010	次のいずれにも該当すること。 （ア）脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクタを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 （イ）スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していること。 （ウ）〔低侵襲手術専用型〕、〔横穴付き〕、〔脊椎スクリュー（伸展型）〕に該当しないこと。
II-064-(5)-②	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）／低侵襲手術専用型	79100	固定用内副子・FQ-V-3	729920019	次のいずれにも該当すること。 （ア）脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクタを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 （イ）スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していること。 （ウ）ナビゲーション等の画像支援下に経皮的に使用することができるスクリュー形状（エクステンダフ）又は専用器具（エクステンダー）が装着可能なものであること。 （エ）〔横穴付き〕、〔脊椎スクリュー（伸展型）〕に該当しないこと。
II-064-(5)-③	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）／横穴付き	97900	固定用内副子・FQ-V-2	710011148	次のいずれにも該当すること。 （ア）脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクタを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 （イ）スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していること。 （ウ）シャフト部に骨セメントを椎体内に注入するための横穴を有していること。 （エ）骨粗鬆症等により骨強度が低下した患者を対象とすること。
II-064-(6)	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（伸展型）	110000	固定用内副子・FQ-E	710011128	次のいずれにも該当すること。 （ア）脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクタを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 （イ）スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していること。 （ウ）ナットと併用することにより、脊椎ロッド上を頭尾側方向にスライドする機能を有し、早期発症側弯症の矯正及び矯正の維持を目的に使用するスクリューであること。
II-064-(7)	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（アンカー型）	34500	固定用内副子・FR	710010943	骨の固定を目的に使用する、アンカー型の材料であること（縫合糸・金属線等が予め付いているものを含む。）。
II-064-(8)	脊椎固定用材料／脊椎コネクタ	36800	固定用内副子・FS	729360000	複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと他の脊椎固定用材料（椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート）を連結することを目的に使用するコネクタであること。
II-064-(9)	脊椎固定用材料／トランスバース固定器	60100	固定用内副子・FT	729380000	複数の脊椎ロッド、複数の脊椎プレート又は複数の脊椎スクリューをそれぞれ並列に連結し固定するものであること。
II-064-(10)	脊椎固定用材料／椎体ステーブル	35300	固定用内副子・FU	729400000	脊椎を固定することを目的に、その先端を椎体に刺入する棘状の形状を有するもの。

II-064 脊椎固定用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

II-064-(11)	脊椎固定用材料／骨充填用スペーサー	3250	固定用内副子・FV	710011065	次のいずれにも該当すること。 （ア）移植骨を充填するスペーサーであること。 （イ）脊椎プレート・標準型と併用するものであること。
-------------	-------------------	------	-----------	-----------	--

留 意 事 項	<p>【II-064 脊椎固定用材料】</p> <p>(1) U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(2) 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。</p> <p>(3) 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(4) トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(5) U字型プレート（後頭骨を支持する機能を有するものに限る。）は、脊椎プレート2枚を組み合わせたものとして算定できる。</p> <p>(6) 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(7) 脊椎ロッドと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(8) 脊椎ロッドと脊椎スクリュー（固定型）が組み合わされ一体化されたものについては、当該材料の使用に係る所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(9) 脊椎スクリュー（可動型）・横穴付きは、関連学会が定める使用基準に基づき使用すること。</p> <p>(10) 脊椎スクリュー（可動型）・横穴付きは、骨粗鬆症等により骨強度が低下した患者に対して使用した場合に算定できる。</p> <p>【参考：II-152 胸郭変形矯正用材料】</p> <p>(1) 【胸郭変形矯正用材料のセット】を使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ（伸展術時交換用）の費用は胸郭変形矯正用材料の材料価格に含まれ、別途算定できない。</p>
------------------	--

II-079 骨セメント（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1227第2号／令和6年12月27日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「頭蓋用レジン様化合物」又は「整形外科用骨セメント」であること。 2 次のいずれかに該当すること。 (ア) 関節置換術時の置換材料の固定又は頭蓋骨における骨欠損部の修復を目的に埋没部の隙間の充填又は骨欠損部の補充に使用する人工材料であること。 (イ) 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による有痛性椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に用いて、疼痛の軽減を図ることを目的とする人工材料であること。 (ウ) 脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用する人工材料であること。 (エ) 骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用する人工材料であること。
----	---

の機能 考 え 区 分	使用部位及び使用目的により、頭蓋骨用、人工関節固定用及び脊椎・大腿骨頸部用の合計3区分に区分する。
-------------------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-079-(1)	頭蓋骨用	1g当たり 621	セメント・F11-a	736400000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 次のいずれかに該当すること。 (i) 悪性脊椎腫瘍又は原発性骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。 (ii) 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。 (iii) 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。 (イ) 頭蓋骨専用のものであること。 (ウ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。
II-079-(2)	人工関節固定用	1g当たり 302	セメント・F11-b	736410000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 人工関節固定に使用するものであること。 (イ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。
II-079-(3)	脊椎・大腿骨頸部用	1g当たり 535	セメント・F11-c	710010610	次のいずれにも該当すること。 (ア) 次のいずれかに該当すること。 (i) 悪性脊椎腫瘍又は 原発性 骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。 (ii) 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。 (iii) 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。 (イ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。

Ⅱ-079 骨セメント（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1227第2号／令和6年12月27日にて改正

留意事項	【Ⅱ-079 骨セメント】 (1) 頭蓋骨用 頭蓋骨に用いた場合に算定する。 (2) 人工関節固定用 人工関節（股関節、膝関節、肩関節、肘関節、足関節等）置換術を行う際の固定を目的として用いた場合に算定する。 (3) 脊椎・大腿骨頸部用 （ア）脊椎用・大腿骨頸部用は、以下のいずれかの場合に算定できる。 （a）経皮的椎体形成術に用いた場合 （b）脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合 （c）骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頸部型と併用した場合 （イ）副作用発生時に全身麻酔による手術が行える体制が整備されている施設において使用すること。

II-113 植込式心臓ペースメーカー用リード（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心外膜植込み型ペースメーカーリード」、「心内膜植込み型ペースメーカーリード」、「植込み型除細動器・ペースメーカーリード」又は「植込み型ペースメーカーアダプタ」であること。 2 不整脈の治療を目的にペースメーカーと接続して使用する導線又は導線に付加して植え込まれるものであること。
----	---

の機能考案え区分	構造、付加機能及び使用部位により、リード（6区分7区分）、アダプター及びアクセサリーの合計8区分9区分に区分する。
----------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-113-(1)-①-7	リード／経静脈リード／標準型	71100	—	736950000	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）〔シングルバスVDDリード〕、〔誤感知防止型〕、〔4極〕、 〔特殊型〕に該当しないこと。
II-113-(1)-①-イ	リード／経静脈リード／シングルバスVDDリード	106000	—	736960000	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）心房用、心室用の両方の電極を持つこと。
II-113-(1)-①-ウ	リード／経静脈リード／誤感知防止型	126000	—	710010603	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）電極間距離が1.2mm以下のものであって、ファールフィールドセンシング（心室波を心房側で感知する現象）を低減する機能を有すること。
II-113-(1)-①-エ	リード／経静脈リード／4極	130000	—	710010688	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に冠状静脈に留置する導線であること。 （イ）4つの電極を持つこと。
II-113-(1)-①-オ	リード／経静脈リード／特殊型	78700	—	739310009	次のいずれにも該当すること。 （ア）経静脈的に心腔内に留置する導線であること。 （イ）ルーメンレス構造を有するものであること。 （ウ）左脚領域ペーシングに使用できることが、薬事承認又は認証上明記されていること。
II-113-(1)-②-7	リード／心筋用リード／単極	81700	—	736970000	次のいずれにも該当すること。 （ア）開胸術又は胸部小切開により、心外膜又は心筋に直接先端を固定する導線であること。 （イ）〔双極〕に該当しないこと。
II-113-(1)-②-イ	リード／心筋用リード／双極	95500	—	736980000	次のいずれにも該当すること。 （ア）開胸術又は胸部小切開により、心外膜又は心筋に直接先端を固定する導線であること。 （イ）プラス、マイナスの2つの電極を有すること。
II-113-(2)	アダプター	26400	—	736990000	ペースメーカー及びペースメーカー用リードを中継又は適合させる目的で使用するものであって、コネクタを有するものであること。

II-113 植込式心臓ペースメーカー用リード（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

II-113-(3)	アクセサリ	3200	—	737000000	ペースメーカー用リードを固定又は保護することを目的としてペースメーカー用リードに付加して植込まれるもので、コネクタを有しないものであること。
------------	-------	------	---	-----------	--

留意事項	<p>【II-113 植込式心臓ペースメーカー用リード】 植込式心臓ペースメーカー用リードを植込型除細動器に接続し使用した場合は、そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。</p>
------	---

II-117 植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（12）理学診療用器具」であって、一般的名称が「自動植込み型除細動器」又は「デュアルチャンバ自動植込み型除細動器」であること。 心室性頻拍等の治療を目的として、体内に植え込み、心室センシング、ペースング、抗頻拍ペースング治療及び除細動のうち、除細動を含む1つ以上を行うものであること。
----	---

の機能区分	植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型（2区分3区分）及びⅤ型の合計3区分4区分に区分する。
-------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-117-(1)-①	植込型除細動器（Ⅲ型）／標準型	2580000	—	730660000	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 胸部に植え込みが可能なものであること。</p> <p>(イ) 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。</p> <p>(ウ) 除細動放電パルスが二相性であること。</p> <p>(エ) [皮下植込式電極併用型]、[胸骨下植込式電極併用型]、[植込型除細動器（Ⅴ型）]に該当しないこと。</p>
II-117-(1)-②	植込型除細動器（Ⅲ型）／皮下植込式電極併用型	3120000	—	710010890	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 胸部に植え込みが可能なものであること。</p> <p>(イ) 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。</p> <p>(ウ) 除細動放電パルスが二相性であること。</p> <p>(エ) 植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込型）と共に使用されること。</p> <p>(オ) [胸骨下植込式電極併用型]、[植込型除細動器（Ⅴ型）]に該当しないこと。</p>
II-117-(1)-③	植込型除細動器（Ⅲ型）／胸骨下植込式電極併用型	3560000	—	739310010	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 胸部に植え込みが可能なものであること。</p> <p>(イ) 除細動器本体が除細動用の電極の機能を有するものであること。</p> <p>(ウ) 除細動放電パルスが二相性であること。</p> <p>(エ) 植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）と共に使用されること。</p>
II-117-(2)	植込型除細動器（Ⅴ型）	2660000	—	710010658	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 胸部に植え込みが可能なものであること。</p> <p>(イ) 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。</p> <p>(ウ) 心房、心室両方に電気刺激を与えるデュアルチャンバ徐脈ペースング機能を有するものであること。</p> <p>(エ) 房室伝導監視型心室ペースング抑止機能を有するものであること。</p>

留意事項	<p>【参考：II-113 植込式心臓ペースメーカー用リード】</p> <p>植込式心臓ペースメーカー用リードを植込型除細動器に接続し使用した場合は、そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。</p>
------	---

II-118 植込型除細動器用カテーテル電極（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「植込み型除細動器・ペースメーカーリード」又は「植込み型ペースメーカーカダブタ」であること。 2 次のいずれかに該当すること。 （ア）心室性頻拍等に対し、心室センシング、ペースング、抗頻拍ペースング治療及び除細動のうち、除細動を含む1つ以上を行う際に使用する植込型除細動器用カテーテル電極であること。 （イ）コネクタを有するものであること。 3 植込型除細動器に使用するものであること。
----	---

の機能区分	電極の機能により、シングル、マルチ（一式）、アダプター及び、植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）及び植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）の合計4区分5区分に区分する。
-------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-118-(1)	植込型除細動器用カテーテル電極（シングル）	538000	—	729560000	1本のリードで心室センシング、ペースング、抗頻拍ペースング治療及び除細動を行うカテーテル電極であること。
II-118-(2)	植込型除細動器用カテーテル電極（マルチ（一式））	199000	—	729570000	除細動のみを行うカテーテル電極であること。
II-118-(3)	アダプター	268000	—	710010724	植込型除細動器又は両室ペースング機能付き植込型除細動器と植込型除細動器用カテーテル電極を中継又は適合させるためのコネクタを有するものであり、高電圧電極を分岐する機能を有するものであること。
II-118-(4)	植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）	602000	—	710010891	1本のリードで除細動、ショック後ペースング及びセンシングを行うカテーテル電極であり、皮下に植込んで使用するものであること。
II-118-(5)	植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）	650000	—	739310011	1本のリードで除細動、ショック後ペースング、センシング、心休止防止ペースング及び抗頻拍ペースング治療を行うカテーテル電極であり、胸骨下に植込んで使用するものであること。

留意事項	<p>【II-118 植込型除細動器用カテーテル電極】 アダプターは、除細動閾値が高く、除細動電極の追加が必要となった患者に対して使用した場合に限り算定できる。</p>
------	--

II-132 ガイディングカテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「ガイディング用血管内カテーテル」、「中心循環系ガイディング用血管内カテーテル」、「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」又は、「気管支バルーンカテーテル」又は「 脳血管用誘導補助器具 」であること。 2 経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、又は重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカテーテルであること。
-----------	--

の機能考 え区 分	使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（ 4区分5区分 ）、その他血管用及び気管支用の合計 7区分8区分 に区分する。
--------------------------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-132-(1)	冠動脈用	8220	ガイディングカテ・冠動脈	738970000	経皮的冠動脈形成術を行う際に、心臓手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。
II-132-(2)-①	脳血管用／標準型	21800	ガイディングカテ・脳血管	738990000	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) [高度屈曲対応型]、[紡錘型]に該当しないこと。
II-132-(2)-②	脳血管用／高度屈曲対応型	90300	ガイディングカテ・脳血管・II	710010882	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 大腿の穿刺部位から中大脳動脈領域に到達できるものであること。 (iii) 蛇行血管の屈曲部において内腔を維持する性能が高い構造を有すること。
II-132-(2)-③	脳血管用／紡錘型	94800	ガイディングカテ・脳血管・III	710011131	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 大腿の穿刺部位から中大脳動脈領域に到達できるものであること。 (iii) 大口径カテーテルの遠位端に生じる段差を軽減して、蛇行血管屈曲部を滑らかに通過させる紡錘状の構造を有すること。
II-132-(2)-④	脳血管用／橈骨動脈穿刺対応型	63200	ガイディングカテ・脳血管・IV	729920007	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。 (ii) 橈骨動脈の穿刺部位から挿入するものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (iii) 蛇行血管の屈曲部において内腔を維持する性能が高い構造を有すること。
II-132-(2)-⑤	脳血管用／自己拡張型	284000	—	739310012	次のいずれにも該当すること。 (i) 脳血管手術を行う際に、通常の方法では血管内治療機器の送達が困難な症例において、目的病変に血管内治療機器を安全に到達させることを目的に使用する脳血管用誘導補助器具であること。 (ii) 先端に自己拡張型ステントの構造を有すること。

II-132 ガイディングカテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

II-132-(3)	その他血管用	18300	ガイディングカテ・その他	738980000	経皮的血管拡張術又は血栓除去術を行う際に、腹部四肢末梢血管又は肺動脈に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。
II-132-(4)	気管支用	90300	ガイディングカテ・気管支用	729920003	次のいずれにも該当すること。 (ア) 側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカテーテルであること。 (イ) 気管支鏡を用いて気道に到達できるものであること。 (ウ) 遠位端のバルーンを拡張させて気道を閉塞する構造を有すること。

留 意 事 項	【II-132 ガイディングカテーテル】
	(1) 冠動脈用は、冠動脈形成術を施行する際に使用した場合のみ算定できる。 (2) 脳血管用は、脳血管の手術の際に使用した場合のみ算定できる。 (3) 脳血管用・高度屈曲対応型は、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムの留置を補助する目的で使用した場合又は他のガイディングカテーテルでは血管内手術用カテーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変若しくは困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、他のガイディングカテーテルでは血管内手術用カテーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合は、高度屈曲対応型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (4) その他血管用は、経皮的四肢血管拡張術、血栓除去術及び経皮的肺動脈拡張術を行う際に使用した場合にのみ算定できる。 (5) 脳血管用・紡錘型は、他のガイディングカテーテルでは血管内手術用カテーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・紡錘型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (6) 気管支用は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用した場合に限り算定できる。 (7) 脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型は、橈骨動脈から血管内手術用カテーテル等を挿入する必要がある場合であって、他のガイディングカテーテルでは血管内手術用カテーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (8) 脳血管用・自己拡張型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

II-133 血管内手術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

青字：保医発1129第2号／令和6年11月29日にて改正
赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	(該当なし)
機能区分の方	術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（3区分）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（ 4区分5区分 ）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（ 1-0区分11区分 ）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分） 及び 、血管形成用カテーテル（2区分） 及び大動脈分枝部用フィルタセット（1区分） の合計 6-2区分6-3区分65区分 に区分する。

(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル

定義	薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」又は「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。
の機能区分の方	構造、機能及び使用目的により、一般型及び頸動脈用ステント併用型（ 3区分4区分 ）の合計 4区分5区分 に区分する。

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-133-(7)-①	一般型	115000	-	710010084	次のいずれにも該当すること。 (i) 血管内の血栓、異物除去又は血栓溶解等を目的として、一時的に血管内に留置するバスケットフィルタを持つカテーテルであること。 (ii) [フィルタ型]に該当しないこと。
II-133-(7)-②-ア	頸動脈用ステント併用型／フィルタ型	186000	-	710010085	(i) 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、留置前に病変の遠位部に一時留置するバスケットフィルタを持つカテーテルであること。 (ii) [血管内手術用カテーテル（14）頸動脈用ステントセット]と併用するものであること。
II-133-(7)-②-イ	頸動脈用ステント併用型／遠位バルーン型	190000	-	710010621	(i) 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、留置前に病変の遠位部に一時的に留置するバルーンを持つカテーテルと、捕捉した血栓及び異物を吸引するための吸引カテーテルを含む付属品の組み合わせであること。 (ii) [血管内手術用カテーテル（14）頸動脈用ステントセット]と併用するものであること。
II-133-(7)-②-ウ	頸動脈用ステント併用型／近位バルーン型	160000	-	710010702	次のいずれにも該当すること。 (i) 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、留置前に総頸動脈及び外頸動脈に一時的に留置するバルーンを持ち、捕捉した血栓及び異物を吸引することのできるルーメンを有するカテーテルであること。 (ii) [血管内手術用カテーテル（14）頸動脈用ステントセット]と併用するものであること。

II-133 血管内手術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

青字：保医発1129第2号／令和6年11月29日にて改正

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

II-133-(7)-②-1	頸動脈用ステント併用型／経頸動脈型	560000	-	739310013	<p>(i) 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈と大腿静脈の間に動静脈シャントを作成することにより、頸動脈の血液を静脈に誘導するカテーテルで、フィルタを有するものであること。</p> <p>(ii) 〔血管内手術用カテーテル（14）頸動脈用ステントセット〕と併用するものであること。</p>
----------------	-------------------	--------	---	-----------	---

留意事項	<p>（該当なし）</p> <p>【II-133 血管内手術用カテーテル】</p> <p>（16）血管内血栓異物除去用留置カテーテル</p> <p>頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。また、頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>
------	---

II-164 椎体形成用材料セット（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1227第2号／令和6年12月27日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「椎体用支持材料」、又は類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「単回使用椎体用矯正器具」であること。 (2) 脊椎骨折に対し、骨折椎体を形成するために用いるバルーン及びその付属品であること（針、圧力計つきシリンジ等を含む）。
----	--

の機能考能え区分	(該当なし)
----------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-164	椎体形成用材料セット	386000	—	710010622	(該当なし)

留意事項	【II-164 椎体形成用材料セット】 (1) 椎体形成用材料セットを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 (2) 椎体形成用材料セットは、 原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度として算定する。骨粗鬆症、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して使用した場合に、1回の手術で3セットを限度として算定できる。なお、続発性骨粗鬆症に対して使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 (3) 骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	---

II-177 心房中隔穿刺針（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「経中隔用能動型穿刺器具」又は「心臓用カテーテルイントロドューサーセット」であること、又は類別が「注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「経中隔用針」であること。 心房中隔孔を作製することを目的に使用される穿刺器具、穿刺針又はカニューレであること。
----	--

の機能能え区分	構造により、穿刺器具（ 2区分3区分 ）及びカニューレの合計 3区分4区分 に区分する。
---------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-177-(1)-①	高周波型／標準型	54100	—	710010720	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。</p> <p>(イ) 【高周波型／特殊型】に該当しないこと。</p>
II-177-(1)-②	高周波型／特殊型	60900	—	739310014	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。</p> <p>(イ) 【血管造影用シースイントロドューサーセット（3）選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）】を使用せずに、心房中隔孔を作製できるものであること。</p>
II-177-(2)	ガイドワイヤー型	35400	—	710011172	卵円窩への穿刺後、ガイドワイヤーとして使用できるものであること。
II-177-(3)	カニューレ	2760	—	710011173	心房中隔孔を作製する際に、穿刺針を安全に目的部位まで到達させることを目的に使用するものであること。

留意事項	<p>【II-177 心房中隔穿刺針】</p> <ol style="list-style-type: none"> カニューレは、ガイドワイヤー型と併せて使用する場合に限り算定できる。 高周波型・特殊型については、心房中隔孔を作製することを目的として【血管造影用シースイントロドューサーセット（3）選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）】と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。
------	---

II-184 仙骨神経刺激装置（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0228第2号／令和7年2月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（12）理学診療用器具」であって、一般的名称が「植込み型排尿・排便機能制御用ステミュレータ」であること。 2 便失禁又は過活動膀胱を改善することを目的として、仙骨裂孔に挿入されたリードを通じて仙骨神経に電気刺激を行うため、皮下に植え込んで使用するものであること。
----	--

の機能考能え区分分	付加機能により、標準型と、長期留置型及び充電式の合計2区分3区分に区分する。
-----------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-184-(1)	標準型	1010000	—	710010787	〔長期留置型〕、〔充電式〕に該当しないこと。
II-184-(2)	長期留置型	1060000	—	739310015	(ア) 患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において10年間以上作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。 (イ) 〔充電式〕に該当しないこと。
II-184- (2) -(3)	充電式	1060000	—	710011156	次のいずれにも該当すること。 (ア) 患者の皮下に植え込んだ状態で、体外にある機械から遠隔で充電できること。 (イ) 充電により10年間以上作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。

留意事項	(該当なし)
------	--------